平成２６年（フ）第３０号
長野県松本市並柳３丁目22番29号　田川コーポ201号室、住民票上の住所長野県松本市大字松原80番地１　グリーンヒル松原102
債務者　銭坂　治代
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３３号
長野県木曽郡上松町大字小川1347番地２　野口団地６号
債務者　黒田いづみ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２８４号
名古屋市西区南堀越１丁目10番６号
債務者　田中　正敏
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８５号
名古屋市西区南堀越１丁目10番６号
債務者　田中　節子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
三重県鈴鹿市岸岡町1241番地の12
債務者　切江　達也
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７号
三重県鈴鹿市三日市南２丁目６番17号
債務者　東野　　保
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県川西市東畦野５丁目21番１号　市立川西病院寮
債務者　藤井　由真
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
兵庫県姫路市下手野６丁目６番８―504号県住下手野団地、従前の住所兵庫県姫路市花田町勅旨135番地77
債務者　神崎紀代子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０５号
兵庫県高砂市末広町２番25号堤住宅
債務者　濱田　　昭
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９号
奈良市左京２丁目２番地の173
債務者　喜多　英雄
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
鳥取県岩美郡岩美町大字院内549番地４
債務者　西垣　英子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
徳島市上八万町中山17番地の210、旧住所徳島市津田本町２丁目３番57号
債務者　村岡　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
徳島県阿南市富岡町南向４番地１　ハイグレードハイム105号室
債務者　門田　政明
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１２号
徳島県阿南市富岡町南向４番地１　ハイグレードハイム105号室
債務者　門田　豊子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１３号
徳島県阿南市富岡町南向４番地１　ハイグレードハイム105号室
債務者　門田　和征
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１８号
愛媛県新居浜市西喜光地町３番21号　水野アパート５号室、前住所愛媛県新居浜市瀬戸町７番212号
債務者　末永　海紀
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２５号
愛媛県新居浜市大生院1944番地の33
債務者　神野　勇一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
松山地方裁判所西条支部